

# 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長

所有者の住所 又は所在地				
所有者の氏名 又は名称				
電話番号	( )			
家屋の所在	浦安市	丁目	番地	
家屋番号	番	種類(用途)		
構造	構造	造	延床面積	. m <sup>2</sup>
	屋根			
	階数	階建	住宅床面積	. m <sup>2</sup>
建築年月日	令和 年 月 日	建物譲渡年月日 (分譲住宅の場合)	令和 年 月 日	
登記年月日	令和 年 月 日	居住年月日	令和 年 月 日	
※増改築年月日	令和 年 月 日	旧家屋罹災 (東日本大震災)	有 ・ 無	
備考				

- (注1) 申告書には、裏面に記載されている必要書類等を添付してください。
- (注2) 分譲住宅を購入された場合は、建物の譲渡(引渡し)年月日を記入してください。
- (注3) 増改築工事により認定長期優良住宅となった場合は、増改築工事完了日を記入してください。
- (注4) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

## ○対象となる住宅の要件

1. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日(平成 21 年 6 月 4 日)以降に新築された住宅で、所管行政庁が認定したもの。
2. 住宅部分の床面積が以下の基準に該当するもの。

【令和 8 年 3 月 31 日までに新築された住宅】床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下(一戸建以外の貸家住宅の場合は 40 平方メートル以上 280 平方メートル以下)の住宅であり、そのうち 120 平方メートル分までの居住部分。

【令和 8 年 4 月 1 日以降に新築された住宅】床面積が 40 平方メートル以上 240 平方メートル以下の住宅であり、そのうち 120 平方メートル分までの居住部分。

なお、共同住宅などで屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上となるもので、かつ 120 m<sup>2</sup>までの部分に限られます。

## ○申告書に添付する必要書類（家屋証明書取得時に提出済の場合は不要です。）

1. 所管行政庁が発行する『長期優良住宅認定通知書』の写し  
※分譲住宅を購入した場合は、『引渡しを証する書類（引渡し証明書又は譲渡証明書）』の写し
2. 改修工事による場合は、『増改築等工事証明書』

## ○減額される期間

1. 3 階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後 7 年間
2. 上記以外の認定長期優良住宅・・・新築後 5 年間
3. 増改築による認定長期優良住宅・・・増改築後 1 年間